

水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者制度の更新制導入等について

(令和4年6月1日現在)

水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定の更新制が導入されます。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無制限から5年間となることから、有効期間内での更新手続きが必要となります。

初回の更新手続きについては、従前の制度で指定を受けた日によって更新までの有効期間が異なるので、該当する期間を確認してください。

1 指定を受けた日と有効期間について

| | | | | |
|-----|----------------------|---|------|-------------|
| 指定日 | 平成10年4月1日～平成11年3月31日 | → | 有効期間 | 令和2年9月29日まで |
| | 平成11年4月1日～平成15年3月31日 | → | | 令和3年9月29日まで |
| | 平成15年4月1日～平成19年3月31日 | → | | 令和4年9月29日まで |
| | 平成19年4月1日～平成25年3月31日 | → | | 令和5年9月29日まで |
| | 平成25年4月1日～令和元年9月30日 | → | | 令和6年9月29日まで |

※ただし、上記の初回更新に限り、直接封書にて申請の住所に更新時期を通知します。

また、事務処理の都合上、更新申請を受け付ける期間を設定します。**更新申請は有効期間末の属する年度の7月1日から7月末までの期間**です。

それ以降であっても有効期間内であれば、更新申請は受け付けますが、有効期間を過ぎた場合は、新規の指定申請となります。

2 申請時に必要な提出書類及び持参するもの（水道法第25条の2を準用）

新規申請と同じ書類になります。

- (1) 様式第1（新規指定時の申請書と同様：事業所等の写真貼付）
- (2) 様式第2（欠格条項に該当しないことの誓約書）
- (3) 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- (4) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の写し）

※初回更新の場合のみ、従前の指定証を添付すること。

※提出書類は新規申請と同様ですが、ホームページに記載している記載例を確認ください。

3 佐賀東部水道企業団が確認する項目（給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について）

【確認する内容】

- ① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ② 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ③ 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有するものの従事状況

ホームページに記載している確認事項様式及び記入例を参考に予め記入して申請と同時に提出してください。内容を証明する添付書類も必要です。

提出内容については、公表を希望するか否か選択が可能ですが、公表を希望する場合でも主任技術者等の氏名が公表されることはありません。

4 更新に係る事務手続き手数料

10,000 円

5 二回目以降の更新について

ホームページの指定工事事業者リストや指定証にも有効期間が明記されるので、個別の更新通知は行いません。有効期間内（ホームページリストに掲載あり）の受付期間に更新申請してください。

6 更新等の申請について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**原則として郵送受付**とします。

当企業団ホームページの「届出・申請様式（ダウンロード）」から「提出書類チェックシート」をダウンロードして印刷し、提出書類に漏れがないか確認してから、提出書類チェックシートも必ず同封の上、更新書類一式を郵送してください。

7 改正法施行日以降の新規申請について

令和元年 10 月 1 日の施行日以降に新規申請があった場合は、指定日から 5 年間で有効期間となります。

そのため、従前の制度で指定を受けた事業者とは異なり、更新受付期間は設けませんので、随時有効期間内に更新申請を行ってください。

また、有効期間が、ホームページの事業者リスト及び指定証に記載されているので、個別の更新通知は行いません。

8 指定給水装置工事事業者に関するお問い合わせ先

佐賀東部水道企業団 財政課契約管理係

住所 佐賀市兵庫町大字西湊 1960-4

電話 0952-30-6151 FAX0952-30-6154

ホームページアドレス <https://sagatsk.or.jp/>